



亀岡市監査公表 第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年9月3日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市長公室</p> <p>ア 人事課</p> <p>公務災害補償基金返納金の収入について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ ふるさと創生課</p> <p>亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営に関する年度協定について、指定管理料の変更が行われていたが、積算の根拠が不十分であった。</p> <p>指定管理料の変更を行うにあたっては、明確な根拠資料のもと十分に確認を行い、慎重に行われたい。</p>	<p>地方自治法に基づき、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p> <p>指定管理料の変更が生じる場合は、指定管理者から、より詳細な根拠資料の提出を受けるなど確認を徹底する。</p>